

イ 初動捜査体制および科学的捜査体制を強化するため、捜査用車、鑑識車等現場出動時の活動に必要な捜査機動力および鑑識装備資器材を整備する。

6 緊急時における救急体制の整備

1) 救急業務実施体制の整備

交通事故をはじめとする救急事故の増加等に対処するため、次により救急業務実施体制の整備を図る。

ア 救急業務を実施していない市町村については、広域市町村圏の振興整備とあわせて広域的共同処理方式を積極的に推進する。

また、これによりがたい市町村については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づく隣接市町村からの応援、消防法（昭和23年法律第186号）第3.5条の6第1項の規定に基づく他市町村に対する知事の要請による救急業務の実施等の方式により補完することとする。

イ 高速自動車国道における救急業務については、日本道路公団が道路交通管理業務と一元的に、自主救急として処理するとともに、救急業務実施市町村と同公団との連携を強化するものとし、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等をすみやかに推進することとする。

ウ 救急隊員の養成と資質の向上を図るため、都道府県および政令指定都市の消防学校および消防大学校の救急科において救急隊員の教育訓練を一層強力に推進する。

エ 救急自動車、救急指令装置等については、引き続き改良および整備を図り、救急業務の迅速かつ適切な運用を期する。

(2) 救急医療施設等の整備

ア 救急医療施設の整備

初期治療を担当する救急告示施設については、救急搬送を実施する市町村の増加に対応して、その拡大、適正配置をさらに推進する。このため、とくに国立および公的医療機関については、救急告示施設としての条件、地域の実情等に応じて救急業務に関する協力の申し出を行なうよう指導するとともに、救急告示施設の医師に対する救急医療一般に関する研修を一層充実する。

また、頭部外傷等脳神経外科分野における高度、複雑な治療を行なう救急医療センターを人口の流動状況、道路網の整備状況等に対応してさらにきめ細かく配置する。

イ 脳神経外科および麻酔科領域の医師の養成等

救急医療センターに勤務する医師を対象とする脳神経外科および麻酔科領域の専門研修を強化し、専門医の養成を促進する

また、国立大学における脳神経外科および麻酔科に関する教育の充実および研究の促進を図る。

7 損害賠償の適正化

(1) 自動車損害賠償保障制度の充実

自動車事故による被害者の救済対策の中核的役割を果たしている自動車損害賠償保障制度については、今後の社会情勢の変化、交通事故発生形態の変化等に対応するよう不断に検討を加え、被害者救済の充実に資するよう改善を図ることとするほか、次により同制度の充実を推進する。

ア 保険金等の支払の迅速化、査定業務の定型化、査定機構の充実等業務の適正化を推進する。

イ 現在、自動車検査の対象でない軽自動車および原動機付自転車の責任保険（責任共済）の加入率がいまだ十分でない実情に